（電気事業法の一部改正）

第三百二十一条　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の二十一第二号及び第九十七条第一項第六号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百十五条第一項及び第二項並びに第百十六条から第百十七条の六までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正）

第三百二十二条　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第九十六条及び第九十六条の二中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第九十六条の三及び第九十七条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第九十八条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第五号中「充てんした」を「充塡した」に改める。

第九十八条の二中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第一号中「充てん」を「充塡」に改める。

（砂利採取法の一部改正）

第三百二十三条　砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第四十五条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第一号及び第三号中「行なつた」を「行つた」に改める。

（情報処理の促進に関する法律の一部改正）

第三百二十四条　情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）の一部を次のように改正する。

第八条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五十九条第一項及び第六十条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（熱供給事業法の一部改正）

第三百二十五条　熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第三項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十五条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（金属鉱業等鉱害対策特別措置法の一部改正）

第三百二十六条　金属鉱業等鉱害対策特別措置法（昭和四十八年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十五条」を「第四十六条」に改める。

第四十条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十一条及び第四十二条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（石油需給適正化法の一部改正）

第三百二十七条　石油需給適正化法（昭和四十八年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二十二条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二十五条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法の一部改正）

第三百二十八条　日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法（昭和五十三年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第五十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第五十三条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（深海底鉱業暫定措置法の一部改正）

第三百二十九条　深海底鉱業暫定措置法（昭和五十七年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十五条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十六条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部改正）

第三百三十条　商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第四号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十六条から第四十八条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律の一部改正）

第三百三十一条　化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項中「充てんされ」を「充塡され」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三十九条第一項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改め、同条第二項及び第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十条及び第四十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十三条及び第四十四条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附則第五条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に改める。

（対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律の一部改正）

第三百三十二条　対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律（平成十年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項及び第二十三条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二十五条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附則第三条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（アルコール事業法の一部改正）

第三百三十三条　アルコール事業法（平成十二年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十六条第一項及び第四十七条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（弁理士法の一部改正）

第三百三十四条　弁理士法（平成十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第七十八条、第七十九条、第八十条第一項及び第八十条の二中「懲役」を「拘禁刑」に改める。